

(仮称)中野区ユニバーサルデザイン推進条例案に盛り込むべき主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果について

(仮称)中野区ユニバーサルデザイン推進条例案に盛り込むべき主な事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果について、以下のとおり報告する。

1 意見募集期間

平成29年12月6日(水) から 平成29年12月26日(火) まで

2 提出方法別意見提出者数

提出方法	人数
電子メール	3人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
窓口	1人
計	4人

3 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

別添資料のとおり

4 提出された意見により変更した箇所

なし

5 今後のスケジュール

平成30年 2月 第1回定例会に推進条例を提案

提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

(1) 「前文」について (1 項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認・性的指向によって高齢者、障害者、子育て世代、外国人、LGBTが差別を受けたり、日常生活に不便を感じてきたことが条例制定の背景にあることを前文に明記すべきではないか。	前文においては、変化が生じる時代の中、人権を守るとともに、持続的にまちの活力を生み出していくために、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会を実現することなど、より広い視点で背景を捉えて記載している。

(2) 「目的」について (1 項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	「全員参加」や「地域」において、同性カップルを含むLGBT（セクシュアルマイノリティ）が平常時はもちろん、災害時にもいるという前提で条例の理念の実現を進めてほしい。	多様な人が地域に存在することを踏まえた上で、条例の理念の実現を進めていく。

(3) 「定義」について (4 項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	「年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認・性的指向」という表現であれば、マジョリティと特定のマイノリティグループの間のグレーゾーンにある人をグラデーションで捉えることができる。「個人の属性」といった場合に自分の属性を定義づけて説明できない人が漏れたり、見落とされてしまう可能性があるのではないか。	ユニバーサルデザインは全ての人が対象ということが基本である。このことを前提として、「年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等」という形で、ユニバーサルデザインを考える際に着目すべき主な事項を列記している。 なお、「行動の特性」は、そのうち行動面での特徴・特性に着目するものである。
2	「年齢、性別、個人の属性や考え方、行動特性等」という表現では自分がこの条例の対象であるということに気付かなかつたり、理解できない人もいると思われる。具体的かつ簡易で分かりやすい表現とすべきではないか。	
3	一時的な世論の変化にかかわらず、普遍的な人権問題として性的指向や性自認についての取組に漏れが生じることがないようにしてほしい。	
4	行動特性という言葉は一般的に社会に適応できない行為あるいは不適切な行動を差す場合が多く、差別や偏見を助長するのではないか。	

(4) 「基本理念」について (3 項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	定義を幅広く「誰でも」とした上で、あとになって、「この部類にカテゴライズされる人は対象外・想定外」というようなことが起こらないようにしてほしい。	全ての人が、自らの意思により、自立して活動し、自己実現できるよう、基本理念に基づき、都市基盤・施設の整備、商品・サービスの提供、理解の促進という側面から、ユニバーサルデザインを推進していくこととし、具体的な理解促進や施設整備の取組を進めていく。
2	性的指向・性自認についても漏れることがないよう学校（授業や生徒指導）で理解促進の取組を進めてほしい。	
3	性同一性障害を含むトランスジェンダーの区民が誰でもトイレを安心して使えるようにしてほしい。	

(5) 「区の責務」について (3 項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認・性的指向について、あるいは、高齢者、障害者、子育て世代、外国人、LGBTが差別を受けたり、日常生活に不便を感じたりしないよう、しっかりと普及啓発を進めてほしい。	区は、ユニバーサルデザインに係る推進計画を策定し、これに基づき施策を実施していくとともに、区民や事業者に対して、ユニバーサルデザインに関する普及啓発を図るための取組を実施していく。
2	LGBTに対しての啓発や対策を実施し、差別や偏見による自殺やメンタルヘルスの問題を生じさせないような取り組みを進めてほしい。	
3	区も一事業者として、高齢者、障害者、子育て世代、外国人、LGBTの職員が働きやすい職場環境を作ってほしい。	

(6) 「区民の責務」について (2 項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	区民がユニバーサルデザインについて理解をした上で、差別を許さない、偏見を助長するような発言を見逃さない意識を持てるよう区は取組を進めてほしい。	区は、区民や事業者の理解が進むよう、ユニバーサルデザインに関する普及啓発を図るための取組を実施していく。また、区民の責務として、ユニバーサルデザインについて理解を深めることを位置づけている。
2	区が率先して区民の意識や理解を高めることで、LGBTやHIV陽性者が、自殺やメンタルヘルスの悪化、依存症などに追い込まれることがないようにしてほしい。	

(7) 「事業者の責務」について (2 項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	ユニバーサルデザインの推進や高齢者、障害者、子育て世代、外国人、LGBTへの差別をなくし理解を促進することに取り組んでいる先進的・モデル的な事業者を取り上げて他の事業者にもその意識が広まるようにしてほしい。	施設、商品及びサービスの提供等を通じて、ユニバーサルデザインを推進している先進的な事業者の取組が広まるよう、効果的な普及啓発方法を検討していく。
2	区がサービスや物品を発注する企業には、「調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者(LGBT等)、移住労働者といった社会的少数者(マイノリティ)の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援」を求めるようにしてほしい。	区は、区民や事業者の理解が進むよう、ユニバーサルデザインに関する普及啓発を図るための取組を実施していく。また、事業者の責務として、施設、商品及びサービスの提供等を通じて、ユニバーサルデザインを推進していくことを位置づけている。

(8) 「推進計画の策定等」について (3 項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	推進計画では、高齢者、障害者、子育て世代、外国人、LGBTそれぞれに対する対応もしっかりと明記してほしい。	ユニバーサルデザインは全ての人を対象ということが基本である。このことを前提として、推進計画の検討を進めていく。
2	「全ての人」に、年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認・性的指向が含まれているという観点で、計画的に取り組むべき課題があるのではないかということを洗い出し計画を作成してほしい。	
3	「全ての人」から、高齢者、障害者、子育て世代、外国人、LGBT、女性が漏れていないかチェックをしながら計画を作成してほしい。	

(9) 「施策の評価点検」について (2 項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	施策の評価・点検をする際には、高齢者、障害者、子育て世代、外国人、LGBTの当事者（それが難しい場合は支援者）の声をしっかりと聞き、それを踏まえながらの評価・点検を行い、改善につなげてほしい。	推進計画の改定に当たり審議会を設置し施策の評価・点検を行うほか、毎年度のPDCAサイクルに基づき、区民の声を踏まえた、施策の持続的な改善・向上を図っていく。
2	施策の評価・点検をする際には、年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認・性的指向に関する差別や不便が改善されているかをきちんとチェックをして、特定の層が漏れていないかをチェックしながら底上げをしてほしい。	

(10) 「委任」について (2 項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	区長や議会の構成が変わっても、年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認・性的指向、あるいは、高齢者、障害者、子育て世代、外国人、LGBTについて取組に漏れや除外が生じないようにしてほしい。	全ての人が、自らの意思により、自立して活動し、自己実現できるよう、区と区民と事業者とで、着実にユニバーサルデザインを推進していくために、条例を制定し取り組むこととした。
2	区長が誰であっても、性別・性自認・性的指向による差別の解消と理解の促進が後退しないようにしてほしい。	